

中華人民共和国
大鵬湾港湾整備計画調査
予備調査・事前調査報告書

昭和60年11月

国際協力事業団

RY

開一
85-184

中華人民共和國
大鵬灣港灣整備計画調査
予備調査・事前調査報告書

JICA LIBRARY



1034159[2]

昭和60年11月

国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '86. 5. 27	105
	728
登録No. 12682	SDF

は　じ　め　に

日本国政府は、中国人民共和国政府の要請に基づき、同国広東省深圳市にある大鵬湾での港湾整備計画についての調査を実施することを決定し、その調査を国際協力事業団に実施させることとなった。

国際協力事業団は、本格調査の実施に先立ち、昭和60年9月2日から11日までの10日間に亘り予備調査団（団長；当事業団岡田靖夫社会開発協力部長）及び、昭和60年10月21日から26日までの6日間に亘り事前調査団（団長；運輸省港湾局建設課国際協力室長江口　肇氏）を現地に派遣した。

予備調査団は、深圳市人民政府等関係者との協議を通じ中国側の要請内容を把握するとともに、本格調査の枠組等について協議を行い合意内容を協議議事録にとりまとめ、併せて現地踏査、資料、データの確認及び収集を行った。次いで、事前調査団は、予備調査団の協議結果を踏まえて実施細則案を作成し、中国側と協議、修正を行って実施細則を締結した。

本報告書は、これらの調査団の報告として現地の状況、中国側の意向、本格調査実施上の課題等を収録したものである。

おわりに、これらの調査に際して多大の御協力を頂いた日・中両国の関係者の方々に心より感謝の意を表するとともに、今後の調査が順調に実施されることを期待するものである。

昭和60年11月

国際協力事業団
理事　中　澤　弑　仁

目 次

1. 調査の目的	1
2. 調査団の構成	1
3. 調査日程	2
4. 要請の背景	6
5. 要請内容	6
5-1 プロジェクトの概要	6
5-2 大鵬湾新港の性格	7
5-3 開発スケジュール	7
5-4 事業主体	8
6. 既存の調査資料	9
7. 協議の経緯	10
7-1 予備調査	10
7-2 事前調査	12
8. 本格調査への提言	15
8-1 調査実施にあたっての留意事項	15
8-2 調査内容についての留意事項	16
参 考	
1. 大鵬湾の概要	21
2. 経済特区の概要	22
3. 深圳経済特区西部地区の概要	25
4. 黄埔港の概要	25
資 料	
1. 協議議事録	29

2. 実 施 細 則	41
3. 日本側の提出資料	61
4. 中国側からの入手資料リスト	77
5. 面会者リスト	81

1. 調査の目的

本件調査は、中華人民共和国の要請により、急速な経済開発が進められている深圳経済特区及びその広範囲な周辺背後地域を対象とする物流拠点として、自然条件に恵まれた大鵬湾に港湾整備を行うことについて、長期構想の作成及び実施可能性調査を行うものである。

予備調査団の派遣目的は、中国側の要請の具体的内容、背景、事業の熟度等を把握すると共に、大鵬湾をはじめ背後地域、関連港湾の現況を調査して本格調査の進め方を検討することである。

事前調査団の派遣目的は、予備調査団の調査結果を踏まえ、本格調査のための実施細則について中国側と協議を行い、これを締結することである。

2. 調査団の構成

(1) 予備調査団

団長	岡田靖夫	総括	JICA社会開発協力部長
団員	川口哲郎	協力政策	外務省経済協力局開発協力課外務事務官
	江口肇	港湾計画	運輸省港湾局建設課国際協力室長
	田島康平	自然条件	運輸省港湾技術研究所主任研究官
	梅山和成	経済・財務分析 ／臨海開発	運輸省港湾局開発課計画係長
	河合篤	業務調整	JICA社会開発協力部開発調査第一課
	飯村直子	通訳	(財)国際協力サービスセンター

(2) 事前調査団

団長	江口肇	総括/港湾計画	運輸省港湾局建設課国際協力室長
団員	河合篤	業務調整	JICA社会開発協力部開発調査第一課
	飯村直子	通訳	(財)国際協力サービスセンター

3. 調査日程

予備調査団及び事前調査団の調査日程は表-1及び表-2の通りである。

表-1 予備調査団の調査日程

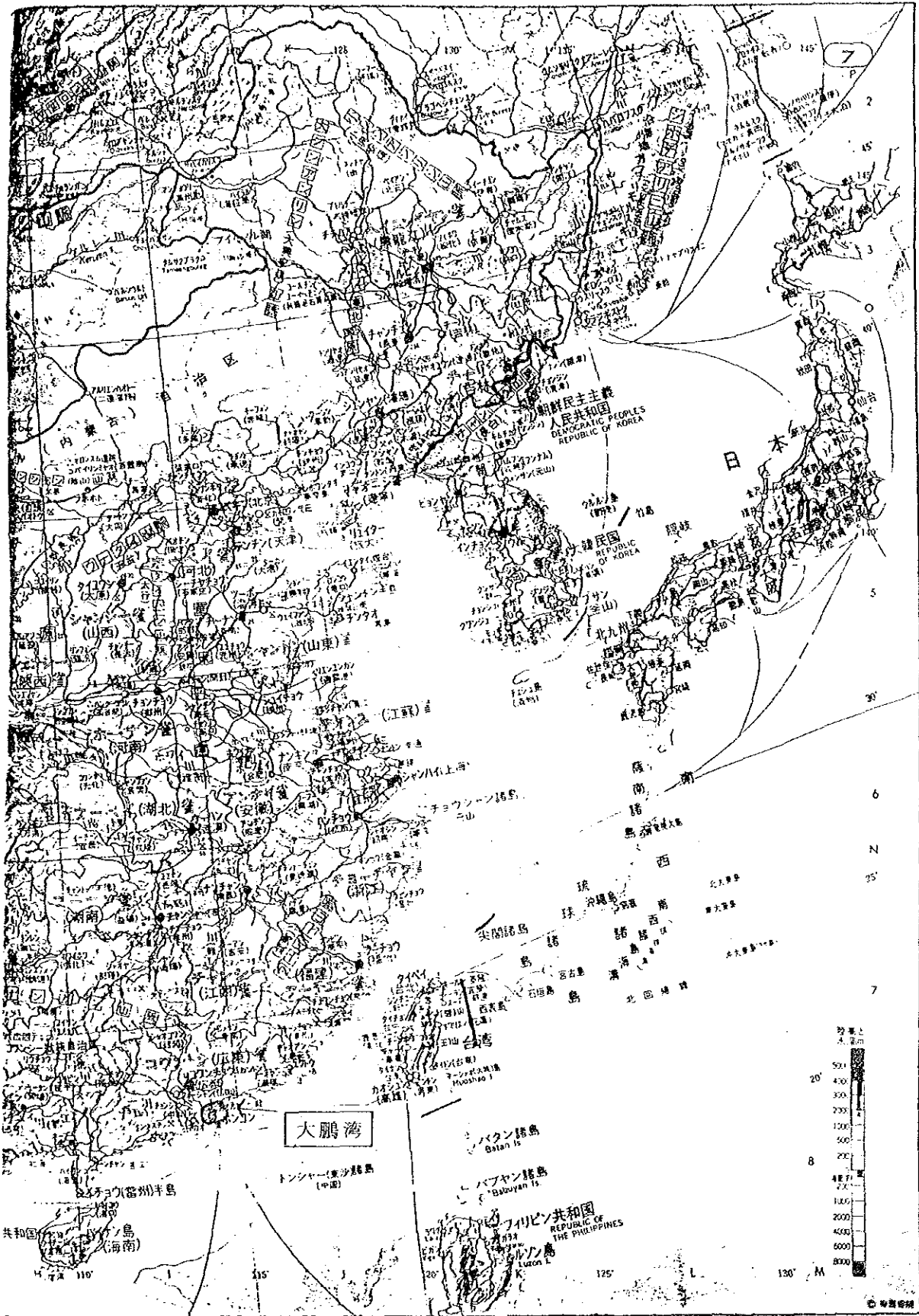
月日	行程	調査事項	協議内容, 協議相手等
9月2日(月)	東京 → 香港	PM 香港総領事館と打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 深圳経済特区の現況, 開発計画等について情報収集 ○ 面会者 首席領事 佐々木 高久 領事 大津 和夫 濱本 博樹
3日(火)	香港 → 深圳	PM 深圳市人民政府等と打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 深圳市における調査スケジュールについて打合せ ○ 打合せ相手 深圳市人民政府建設部 葉 榮 生 深圳市東聯興業有限公司副總經理 蘇 正 敏 〃 港口部工程師 李 國 柏 深圳市經濟特區發展公司引進部 呂 虹 深圳市副市長 李 廣 鎮 中華人民共和國交通部長期計画処副処長 林 平 亜 〃 基本建設計画処副処長 蔣 以 蔭
4日(水)	深圳	AM 大鵬湾現地踏査 PM 大鵬湾港務整備計画について協議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 港務の性格, 計画の内容, 要請の内容, 建設スケジュール, 第7次5カ年計画との関係, 資金計画等について打合せ ○ 協議相手 3日(火)の打合せ相手と同(蔣以蔭副処長を含む)
5日(木)	深圳	AM 経済特区西部(蛇口, 赤湾等)現地踏査 PM 大鵬湾港務整備計画について協議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地案内者 交通部深圳特区招商局蛇口工業区 規画工程室主任 孫 紹 先 〃 副主任 王 金 貴 ○ 道路, 鉄道, 都市施設等関連計画の内容, 既存調査について打合せ ○ 協議相手 4日(水)と同じ

月 日	行 程	調 査 事 項	協 議 内 容, 協 議 相 手 等
9月 6日(金)	深 圳	AM 深圳市人民政府副秘书长表敬 ミニッツについて協議 PM “ ミニッツ署名	○表敬相手 深圳市人民政府副秘书长 李 新 亭 ミニッツの協議相手 深圳市人民政府交通辦公室副主任 吳 顯 基 締設計師 栗 榮 生 深圳市東聯業有限公司副總經理 孫 寧 港口部工程師 李 國 宝 深圳市經濟特區發展公司 呂 虹 中華人民共和國交通部長期計劃處處長 林 平 至 基本建設計劃處處長 蔣 以 蔭
7日(土)	深圳 → 広州	PM 黃埔港現地踏査	○現地案内者 黃埔港管理局副局長 吳 少 東 經營管理部副經理 庄 岡 山
8日(日)	広 州	資料整理、区内打合せ	
9日(月)	広州 → 北京	PM 大使館報告	○報告相手 一等書記官 神 余 隆 博 二等書記官 岡 崎 新太郎
10日(火)	北 京	中華人民共和國交通部表敬 JICA事務所報告	○表敬相手 計面統計局長 戸 希 齡 ○報告相手 事務所長 八 島 繼 男
11日(水)	北京 → 東京	AM 大使館表敬	○表敬相手 公 使 股 野 景 親 一等書記官 小 林 堅 吾

表一 2 事前調査団の調査日程

月 日	行 程	調 査 事 項	協 議 内 容, 協 議 相 手 等
10月21日(月)	東京→香港→深圳		
22日(火)	深 圳	AM 深圳市人民政府とスケジュー ールの打合せ PM 調査実施細則について協議	○ 協議相手 深圳市人民政府交通幹線建設主任 吳 頌 基 葉 榮 生 王 光 照 王 維 柏 李 國 宝 金 勳 灝 李 德 山 戴 尚 君 (通訳)
23日(水)	深 圳	AM } 調査実施細則について協議 PM }	○ 協議相手 10月22日の協議の場合と同様
24日(木)	深圳 → 広州	AM 実施細則の署名	○ 署名立合人 10月22日の協議の場合と同様
25日(金)	広州 → 香港	AM 広州総領事館へ報告及び調 査の協力依頼	○ 報告相手 総 領 事 大 倉 彰代司 領 事 平 川 智 雄
26日(土)	香港 → 東京	AM 香港総領事館へ報告及び調 査の協力依頼	○ 報告相手 首 席 領 事 佐々木 高 久 領 事 大 津 和 夫

大鵬湾位置图



4. 要請の背景

大鵬湾における深水港の建設は、深圳経済特区の開発促進のために不可欠であり、また、長期的には中国南部最大の流通拠点港湾としての役割も期待されている。

大鵬湾新港の開発計画は、現在検討中の深圳市第7次経済社会発展5カ年計画（1986～1990）に取り込まれることになっており、今年中に深圳市より広東省、さらに中央政府へと順次承認を受ける予定になっている。

また、中央政府も4つの経済特区、14の開放区の港湾の整備を現在検討中の国の第7次経済社会発展5カ年計画の重要政策として位置付けることとしており、大鵬湾新港の開発計画についてもこの5カ年計画に含める予定にしている。

なお、大鵬湾の水域は、全域が香港の管理下におかれていることから、これまで開発が不可能であったが、1997年香港返還の条約が締結以後開発が可能になったとのことである。

5. 要請内容

5-1 プロジェクトの概要

(1) プロジェクトサイト

塩田川を挟んで九径口から正角咀までの約6kmの海岸が大鵬湾深水港の計画対象地域である。陸域には、海岸線に隣接した約7km²の平地が含まれている。

(2) プロジェクトの規模

① 中国側の港湾計画の基本的な考え方は、プロジェクトサイトの持つ空間的条件を最大限に利用した全体計画を策定し、これをベースにした段階計画を策定することである。したがって、プロジェクトの規模も、全体計画及び段階計画の二つを想定している。

また、かなり広範囲に及ぶ陸上交通施設、住宅、商業ビル等の都市施設も本プロジェクトに含めて考えている。

② 全体計画は、水際線延長1.2～1.3kmで50～60のバースを持つ港湾である。塩田川を挟んで、西港区では1万～1万5千トン級バース、東港区では5万～15万トン級バースを考えている。

陸域の7km²の盆地の部分は、港湾関連施設のための用地、住宅用地、商業用地、軽工業用地などを予定しており、計画人口は約7万人（港湾関係労働者3万人、その他のサービス施設の労働者1万人、家族等3万人）と想定している。

③ 1990年を目標とする第一期計画としては、雑貨3バース、コンテナ1バース、多目的2バースの計6バースの建設を行うことにしており、8億人民元の投資を想定している。

また、取扱貨物量は、1990年で300万トン、主として経済特区内で発生する貨物を想定している。

④ 港湾の建設と関連して計画されている道路は次の3ルートであり、いずれも既存の道路の拡張である。

i) 塩田～沙斗角～羅湖

全長23km、6車線の道路である。黄見嶺トンネル2.2kmが、本プロジェクトは別に既に建設中である。

ii) 塩田～横崗

全長13km、4車線の道路であり、1.3kmのトンネル工事が含まれる。横崗には大規模な工業団地の計画がある。また、将来は恵陽まで延長の予定である。

iii) 塩田～梅沙～大抗

原子力発電所の立地が予定されている大抗と塩田を結ぶ2車線の道路である。

⑤ 港湾の建設と関連して塩田～横崗～平湖を結ぶ新規の鉄道を計画している。なお、深圳西部地区と布吉を結ぶ鉄道の計画があり、これに合わせて鉄道のルートを塩田～横崗～布吉にする構想もある。

⑥ 工業立地については、プロジェクトサイトで3区画の軽工業の立地を想定しているが、具体的な計画はない。

規模の大きい工業団地は、横崗地区で計画されている。

5-2 大鵬湾新港の性格

① 深圳経済特区内で開発が遅れている東側地域の開発の核とする。短期的には、経済特区内の貨物を中心に扱うが、長期的には、広東省、湖南省、広西壮族自治区等を背後圏とする中国南部最大の流通拠点港とする。なお、中央政府でも、10万～20万トンクラスの船舶が入港できる4つの深水港の1つ（他の3つは、大連、北倫、湄州）として期待している。

② 広東省内の黄埔港及び湛江港の取扱貨物を移転させることは考えていないが、両港の入港船舶の最大船型が3万トンクラスまでなので、これを超えるものは大鵬湾新港で扱う。

③ 香港のコンテナ埠頭の能力が限界に達しているので、香港で扱えないコンテナについては大鵬湾新港で取り扱う。大鵬湾新港のコンテナ埠頭については、シーランド社、ホンコン・インターナショナル・ターミナル社の2つのコンテナ会社が関心を示している。

1997年以降は、香港とは互いに補完する一体とした港と考え、対外貿易の中継地点としての役割を果たす。

5-3 開発スケジュール

1990年までに第一期計画の6バースの建設を予定している。このうち、第一段階の工事

としては多目的バース2バースを予定している。

その後の建設スケジュールは未定であり、経済特区の開発の進捗状況等に応じて段階的に建設することを考えている。

5-4 事業主体

対外的な窓口は、深圳市全体の交通計画を作成する立場から深圳市人民政府交通弁公室となっているが、大鵬湾新港に関する調査、計画、設計、施工、経営管理は、深圳東鵬実業有限公司が一貫して担務することになっている。

深圳東鵬実業有限公司は、深圳経済特区開発公司、深圳市航運總公司及沙斗角区の3者の出資により設立された国営企業であり、管理は深圳市が行っている。

この会社が現在所管しているのは、5-1の(1)で述べたプロジェクトサイトの開発であり、背後の陸上交通施設の建設等は含まれていない。

6. 既存の調査資料

(1) 深圳経済特区港湾建設計画調査報告書(1983年11月)

本報告書は、深圳市の要請により、交通部水運科学研究所、招商局蛇口工業区科学技術服务公司、深圳航運公司、(株)アイ・エヌ・エー新上木研究所の4者が共同で、塩田港、東角頭港、道路(深圳～塩田)の建設計画について調査研究を行ったものである。この調査には、港湾の専門家としてOCDIの大野正夫常務理事が参加されている。

このなかでは、上記3プロジェクトについて、自然条件、経済社会条件を調査するとともに港湾取扱貨物量、道路交通量等の需要予測を行いそれをもとに施設計画の検討を行っている。

(2) 自然条件調査

プロジェクトサイト及び大鵬湾で行われている自然条件調査は以下のとおりである。

i) 地 形

プロジェクトサイトの2千分の1の地形図(標高50m以下についてのみ表示)がある。

ii) 水 深

① プロジェクトサイトの約20km²の水域(九径口から正角咀まで約6kmの海岸線の沖合い約3kmの水域)の深淺図がある。深淺測量は1985年に行われている。

② 大鵬湾全域の5万分の1の海図(英国版)がある。

iii) 風

① 塩田地区の水産試験所で半年前から観測が行われている。

② 大鵬半島の南澳に気象観測所があり、ここでは長期間の気象観測が行われている。

iv) 波 浪

正角咀の沖合い約800mの地点及び水産試験場の沖合い約800mの地点の2カ所で、台風時に1度だけ測定が行われている。

v) 潮 位

① プロジェクトサイトの東側に隣接する梅沙地区の税関の埠頭で半年前から観測が行われている。

② b)②で述べた海図には、湾内の4地点の潮位が示されている。

vi) 土 質

プロジェクトサイトの約20km²の水域で8カ所のボーリング調査が行われている。ボーリング深度は-3.5mである。なお、ボーリング調査を実施したのは広東省航運測察設計院である。

vii) 漂 砂

漂砂についてはそのための調査データは無いが、第2次大戦直後の深淺図と最近の測量結果を比較したところでは、土砂の堆積は殆んど見られなかったとのことである。

を1986年より始まる第7次5カ年計画に組み入れることとしており、1990年までに6バース（多目的バース…2バース，雑貨バース…3バース，コンテナバース…1バース）建設したいとの考え方もあり、今回の調査では1990年を目標とする計画を第1期計画として実施可能性調査（F/S）を行うことで合意した。（同1.(2)参照）

iii) 調査の内容についての日中間の分担

調査対象地点は、(i)で述べたように、主として港湾関連の活動に利用する埋立造成地以外に、都市開発が予定されている背後の陸域7haが含まれている。従って、調査は港湾計画と同時に都市計画も実施することが必要である。この点については基本的に港湾計画に係わる部分は日本側が行い、都市計画に係わる部分は中国側が行うとした上で、双方に分割できない調査内容である。調査対象全域内における土地利用計画の作成は共同で行うものとした。なお、港区全域内での幹線道路及び鉄道の配置、ルート設定については、港湾活動と特に関連が深いため共同作業の対象とした。（同1.(3)①参照）

一方、調査対象区域外（即ち、塩田港区外）と連絡する港湾活動と関係のある鉄道、道路、電力、水道、通信施設について、中国側はこれらの計画を区域外についても日本側での実施を強く希望していたが、日本側としては、調査期間、予算の条件を勘案してこれらを含めることは問題があるため、中国側と協議して港区内外間で発生する需要予測については日本側が中心になって行い、ルート設定や施設計画は中国側が行うことで合意した。（同1.(3)②参照）

iv) 大鵬湾の海岸線及び水域の利用計画の検討

本調査項目は中国側の要望によるもので、要望の背景は、スペースが限られた湾内で今まで殆んど利用がなされていなかったが、現在、本調査対象となっている港湾開発、埋立造成、海浜レクリエーション開発、南海石油開発基地建設構想、養殖漁業など、大鵬湾の多種、多様な利用の要請が高まってきていることから、秩序のある開発利用を図っていくために大鵬湾の利用計画の必要性を認識していることにある。本調査項目については、調査団としてもその必要性を認め、大鵬湾の範囲を規定（沙斗角と大鵬半島先端を結ぶ線と陸域に囲まれた区域）し、その海岸線及び水域について、利用区分（ゾーニング）を行うことについて日・中双方で共同して作成することをした。（同1.(4)参照）

(2) 既存の調査、資料について

日本側より実施細則（S/W）を作成するのに最小限度必要となる資料について別添調査表に基づいて、それらの資料の有無及びその提出の可否についての確認を行った。中国側は、直ちに提出準備ができるもの（協議議事録2.(i)①～④の資料）、については、在日中に本予備調査団に提出され、残りについては9月末までに日本に送付されることになった。（同2.(i)①及び②）

(3) 本格調査の実施時期について

中国側は、調査対象となっている港湾建設を第7次5カ年計画期間中に実施したいと考えており、このためF/Sは出来るだけ早く終了したい意向が強い。当初、中国側は1986年末までに調査完了を希望したが、日本側は調査実施スケジュールから困難であることを説明し、中国側は、1987年3月までに調査が完了することを強く要望することになった。

(協議議事録3参照)

(4) 事前調査団の派遣時期について

中国側から要望された本格調査の完了時期に合わせるためには、本格調査の着手をできるだけ早める必要があり、実施細則を縮結するための事前調査団を1985年10月末までに派遣するよう努力することとした。(協議議事録4参照)

以上、協議議事録に記述されていること以外の事項については、資金調達について話題になり、中国側は現時点で資金調達先について未検討ではあるが、莫然と日本のOECFローンに期待している意向であった。これに対して日本側は、対中国の第2次円借款のスケジュール及び対象プロジェクトについて説明し、大鵬湾港湾開発は1990年以降でない円借款対象案件にはならないという現状を説明し、中国側の理解を得た。

7-2 事前調査

中国側との実施細則に関する協議は10月22日～23日の2日間に亘って深圳市において行った。協議に加った中国側のメンバーは以下の通りである。

深圳市人民政府交通并公害副主任	吳 顯 基
総設計師	葉 榮 生
工程師	王 光 照
深圳東鵬実業有限公司副総経理	王 維 柏
港口部工程師	李 国 宝
交通部計画統計局工程師	金 鵬
中国港湾工程公司設計公司港口室主任	李 德 山
深圳経済特区発展公司引進洽談部	戴 肖 君

第1日目(10/22)は、日中双方がそれぞれ用意した実施細則案を参照しながら基本的な意見調整を行った後、双方でそれぞれの修正案を作成した。第2日目は、修正案を基に、再度内容の検討と表現についての詳細な調整を行った。

中国側との協議の主要な論点は以下に示す通りである。

(1) 序文に交通部の役割、位置づけを記述すること

中国側は、序文の中に交通部が本調査を主管し関係機関の調整を図り、深圳市人民政府は調査の実施機関である旨を明記したいと主張した。日本側は、中国との本調査に関する中国

側の窓口は1つにしたいこと、又、日本側原案の序文に記述してある表現は既に中国科学技術院と交換されている口上書で調整が済んでいる旨を説明し、その結果、日本側当初原案通り交通部については記述しないことで合意された。

(2) 中国側が本調査に参画する旨を具体的に表現すること

中国側は、大鵬湾の港湾計画については深圳市人民政府として一応承認した港湾計画を持っており、この計画を基本に本調査を進めたい模様である。さらに、日本側の調査団が現地調査に入った際に、調査の内容に係わる基本的事項について予め中国側の意見をとりまとめ報告書を提出し、それを基に中日双方で協議し調査を進めたい意向である。

このため、中国側は次の3点について主張をした。

- ① 「1. 協力内容及び範囲」での日本側原案にある「長期的な港湾開発構想を作成する」という表現は、日本側が独自に作成するというニュアンスが強く中国側の参画が弱められている感がするのでこの表現を、予備調査団で用いた表現と同じくしたいこと。
- ② 「2. 調査の内容」での国内調査に係わる事項について中国側が現地調査時に日本側に調査報告を提出する旨を明記したいこと。
- ③ 「2-1. 現地調査」で「塩田地区の長期的な港湾開発構想の概要の作成」を追加すること。

これに対して協議の結果、①については予備調査時の協議議事録の表現に合せ、「…長期的な港湾開発構想を踏まえ…」とすることとし、②及び③については中国側の主張の趣旨の表現を追加することとした。

(3) 香港の調査の必要性について

中国側は、現地調査中香港についても調査を行う旨明示してほしいとの要求を行ったが、日本側は第三国における調査について2国間の協定で規定することはできないこと、及び、香港における調査の重要性については日本側としてもよく認識しており、実施段階でできる限り努力を払うことを説明したところ原案通りで了解された。

(4) 現地調査の項目に関する中国側の資料提出義務について

中国側は、現地調査の項目ごとに資料をとりそろえ日本側へ提出することについて対応できない可能性が強いということから、現地調査項目の表現を具体的に表現することは避けたいとの意見であった。これに対して日本側は、現地調査項目の記述は資料提出義務を意味するものではなく、日中共同で情報を集め、分析する必要がある項目であるとの説明を行い、原案通りに合意された。

(5) 中国側の意見提出期間の延長について

中国側は、最終報告書(案)に対する意見提出期限を、深圳市、広東省、交通部等との意見調整で時間がかかるとの理由で、原案の1カ月を2カ月にするように要求した。これについて両方で調査工程を協議した結果、第2回目の現地調査を0.5カ月短縮した上、0.5カ月

前倒しにすることとし、中国側の要求通り提出期限を2ヵ月とすることで合意した。

以上が協議の概要であるが、議論の内容は実施細則の中で十分に表現されていることから、別途、協議議事録の作成は行わなかった。

8. 本格調査への提言

8-1 調査実施に当たっての留意事項

(1) 本格調査団の構成について

本格調査団は次の分野をカバーする専門家から構成されることが望ましい。

- 総括
- 需要予測
- 地域開発
- 港湾計画
- 自然条件解析
- 設計, 施工, 積算
- 管理, 運営
- 経済分析
- 財務分析

とくに、地域開発については、中国側と共同で行う土地利用計画の作成、大鵬湾全域の海岸線及び水域利用の基本方針の検討、港区外との交通通信施設の需要予測など中国側と十分な協議を行いながら進めていく必要がある。

(2) カウンターパートについて

深圳市の港湾は、交通部招商局が管理している蛇口地区を除いて深圳人民政府管轄下の異なった公司により管理されている。又、中国では港湾の管理は徐々に地方に移管する政策をとっていること、及び経済特区であるということもあって当然のこととして、このプロジェクトは深圳市人民政府が担当することになっていた。従って本格調査のカウンターパートとしては、深圳市人民政府交通弁公室及び大鵬湾塩田地区の開発を担当している深圳東鵬実業有限公司から構成されることになる。

(3) 日本より持ち込みの必要がある資機材等について

深圳市は中国の対外開放の一番手として最も進んでいるところであるが、調査を行う場合に必要な事務機器類が不足しており、又、一流ホテルのセクレタリーサービスも十分でないことから、ポータブルの事務機械類を持ち込むことが望ましい。例えば次のようなものが挙げられよう。

- ポータブルワープロ（日本語）
- 小型複写器
- 小型コンピューター
- 文房具一式 など

なお、通訳については、中国側の絶対数の不足から、十分な対応が期待できない可能性も

あることから、日本側での対応も考える必要がある。

(4) 日・中間の作業分担の事前確認について

本格調査では、日・中間で共同で行う作業や、どちらかが主体となって残りが手伝うという作業があるため、予め相互に関連する調査項目については具体的に打合せ実施段階において手違いや誤解が生じないようにしておくことが重要である。又これらについての報告書のとりまとめ方も十分に打合せが必要である。

8-2 調査内容についての留意事項

(1) 自然条件調査について

プロジェクトサイトを含む大鵬湾の自然条件に関してのデータは必ずしも十分とは言えないが、調査期間が大幅に必要となってしまうため、本格調査での現地観測は行わないことになった。したがって、本格調査では、既存の自然条件調査資料の収集、整理、分析により、施設の設計等に必要な自然条件を決定することになる。

自然条件に関するデータのうち、特に蓄積が少ないのは波浪のデータであり、台風時に1度観測されているだけである。したがって、プロジェクトサイトの波浪に関しては、気象データから波浪推算を行い、これを台風時の実測データで補正して決定する必要がある。大鵬半島の南澳に気象観測所があり、ここでは長期間の観測が行われているので、必要な気象データは入手可能と思われる。また、大鵬湾付近の天気図、外洋波浪図などの気象・海象データは、我が国の気象庁でも発表しているので、これらについても参考になると思われる。

(2) 周辺港湾との機能分担について

大鵬湾での港湾開発は、その優れた自然条件を生かして、深圳経済特区のみならず中国南部の広範囲の地域を背後圏に持つ大規模流通拠点港の建設をねらいとしている。ここで開発される港の性格は、土地が狭いこと、工業原材料の産地に近くないこと、地理的条件などを考えると主として商港的な機能を備えた港になると考えられる。深圳経済特区内では現在、西部地区の蛇口湾、赤湾、媽湾などで港湾建設が進められつつあり、雑貨バース、穀物バースの他にコンテナバースの建設も予定されている。西部地区の港は深圳経済特区内の経済活動と直接関係のある機能を分担し、大鵬湾はそれらの機能以外に域外の広い地域を対象とするというのが現在の中国側の考え方である。しかし港湾需要量に対して港湾施設供給量が不足しているときは、各地区がバラバラにバースを建設したとしてもそれらは効率的に利用されるが、施設量が多くなると各地区間の競合が生じるようになり、又、特にコンテナバースについては、コンテナバンのやりくりなどからコンテナバースが分散するよりも集中して立地の方が望ましい。このことからも特区内の各地区での港湾機能分担の検討を十分行った上で、大鵬湾港湾の性格付けを行う必要がある。

更に、大鵬湾の背後圏を広げれば広げる程、近隣の港湾との機能分担を明確にする必要が

ある。即ち、容量限界に近づいていると言われている香港との関係、河川港であるため十分な水深の確保はできないが、広州市という大消費地及び工業集積のある黄埔港との機能分担の検討は、大鵬湾新港の開発基本方針を検討するための不可欠の条件となる項目である。

(3) 陸上交通網計画との整合について

港区外の陸上交通施設計画は中国側の担当分野になっているが、港湾計画と背後圏への道路、鉄道の計画は十分整合性がとられるよう検討が必要である。とくに、深圳経済特区内でも教カ所に港湾施設が分散しているが、これらの施設を一体的に利用することが必要であり、又、他港との機能分担を円滑に行うためには、各関連港湾への交通網が整備されることが必要である。

とくに道路については、深圳市内と2本のルートがあり、これらに対しては4～6車線に改良する計画があるが、その整備のスケジュールと整合がとれるよう中国側と調整をとる必要がある。

又、内陸への道路網については、現在ほとんど不備であり、港湾が完成しても貨物がスムーズに輸送されないことも予想されるため、港湾貨物のODを十分把握した上で、主要な地点への鉄道と道路を組み合わせた内陸輸送のルート、パターンを検討し、陸上輸送施設計画に対するしかるべき勧告を用意する必要がある。

(4) 環境保全について

大鵬湾は、湾口部が十分広く海水交換がしやすい形状であるとは言え、流入河川もなく潮位差もそれ程大きくないことから湾内での環境保全については十分留意する必要がある。

現在、湾周辺には人口、産業の集積がなく汚染源がないが、湾奥部の沙斗角での埋立造成や、又塩田地区での港湾建設が進めば、汚染負荷が増え都市、産業廃水による水質汚染の影響も考えられる。

大鵬湾は埋立や港湾利用のみでなく、海洋レクリエーションや漁業の面での利用も考えられているため、初期の段階から都市下水、排水対策など汚染対策には十分な対応がはかれるよう留意する必要がある。

(5) 港湾管理について

深圳市内の港湾施設は現在それぞれの地区ごとに異なった公司により管理されている。今後港湾需要が増えてくるに従い競合関係が生じてくることが予想されるが、これを避け、機能分担を行い、施設の効率的利用がはかれるよう、これらの各地区の港湾施設を一元的に管理する制度、組織が必要と考えられ、このための検討が必要である。

中国では現在港湾管理制度について地方管理化への移行の段階にあり、その過渡期にあり明確な考え方がなく模索中である。とくに深圳のような経済特区で港湾整備において広く海外に門戸を開いているような場合、その管理運営システムのあり方について中国側も問題意識を持っており、今回行う本格調査においても前提条件を十分整理する必要がある。

参 考

1. 大鵬湾の概要
2. 経済特区の概要
3. 深圳経済特区西部地区の概要
4. 黄埔港の概要

1. 大鵬湾の概要

大鵬湾は深圳市の東部に位置し、水域は最も広い所で東西約22km、南北約27kmであり、湾口は東南方向に開きその巾は約10kmとなっている。湾の開発はこれまで殆ど行われておらず、青い海と緑豊かな山のある風光明媚なところである。

その自然条件については、次のようなことがわかった。

- 水深は、湾口から塩田地区前面まではほぼ15～20m程度、塩田地区前面については、3km沖合で8～10m程度となっている。
 - 背後の地勢は、大半が標高100～200m程度の急峻な山となっており市の中心部とも山で隔てられているが、塩田地区の背後には河川をはさんで約7km²の平地がある。
 - 海岸線の殆どは、山がせまり岩礁となっているが、大梅沙、小梅沙においては海浜が形成されている。
 - 大鵬湾は、荒天時における船舶の避難水域となっていること、周囲も山に囲まれていることから、風、波浪は比較的小さいものと推測される。特に塩田地区は湾奥部にあるため、波浪は小さいと考えられる。
 - 海底地盤は、5～6mの砂が堆積しており、その下は風化岩とのことである。
 - 湾内においては、漂砂の堆積は殆どないとのことである。
- また、大鵬湾の開発・利用の現況は以下のとおりである。
- 既存の港湾利用としては、塩田地区東側（塩田と正角咀の間）に税関の突堤式棧橋と魚船用の突堤式棧橋が1基ずつある。また、小梅沙の東側には、香港との連絡船の発着所がある。
 - 塩田地区の平地には、民家があり主に漁業を営んでいる。また、海に面した所に水産研究所があり、前面の海域ではカキの養殖を行っている。
 - 沙斗角では、住宅、工業等の開発が進んでいる。
 - 小梅沙では、ホテル、海浜、プール、庭園等から成る観光リゾートの整備が進んでいる。
 - 湾の外側（大亜湾）の大坑地区において原子力発電所の建設が進められている。

2. 経済特区の概要

a) 経済特区の目的と内容

経済特区は、1980年に公布された条例により同年深圳、珠海、汕頭、厦門が指定された。これらの地区においては、外資の導入やハイテク産業の誘致を行うため、特別の法的地位が与えられ、外資に対する特別の税制等様々な優遇措置が講じられている。特区の制度は中国の近代化、対外開放政策を推進するためのものであるとともに、香港問題の解決、台湾の祖国統一といった課題解決の意図も持っている。即ち、香港と深圳が1つの経済圏となりさらにマカオ、珠海がこれに加わり、これらが一体となった経済圏に発展していくことをねらったものである。

経済特区の具体的な運営方法と優遇措置は次のとおりである。

1) 経済特区の運営方法

- 輸出産業の育成強化を図る。そのため、外国の資本と技術を積極的に導入する。
- 市場メカニズムを十分に尊重する。
- 投資を行う外国企業には課税，出入国の便など特別の便宜を与える。
- この地区では中国国内とは異なる経済・企業の管理体制をとり，企業に大きな自主権を与える。

2) 経済特区における優遇措置

ハイテク技術を有する企業や投資規模の大きい企業に対し，次のような優遇措置が設けられている。

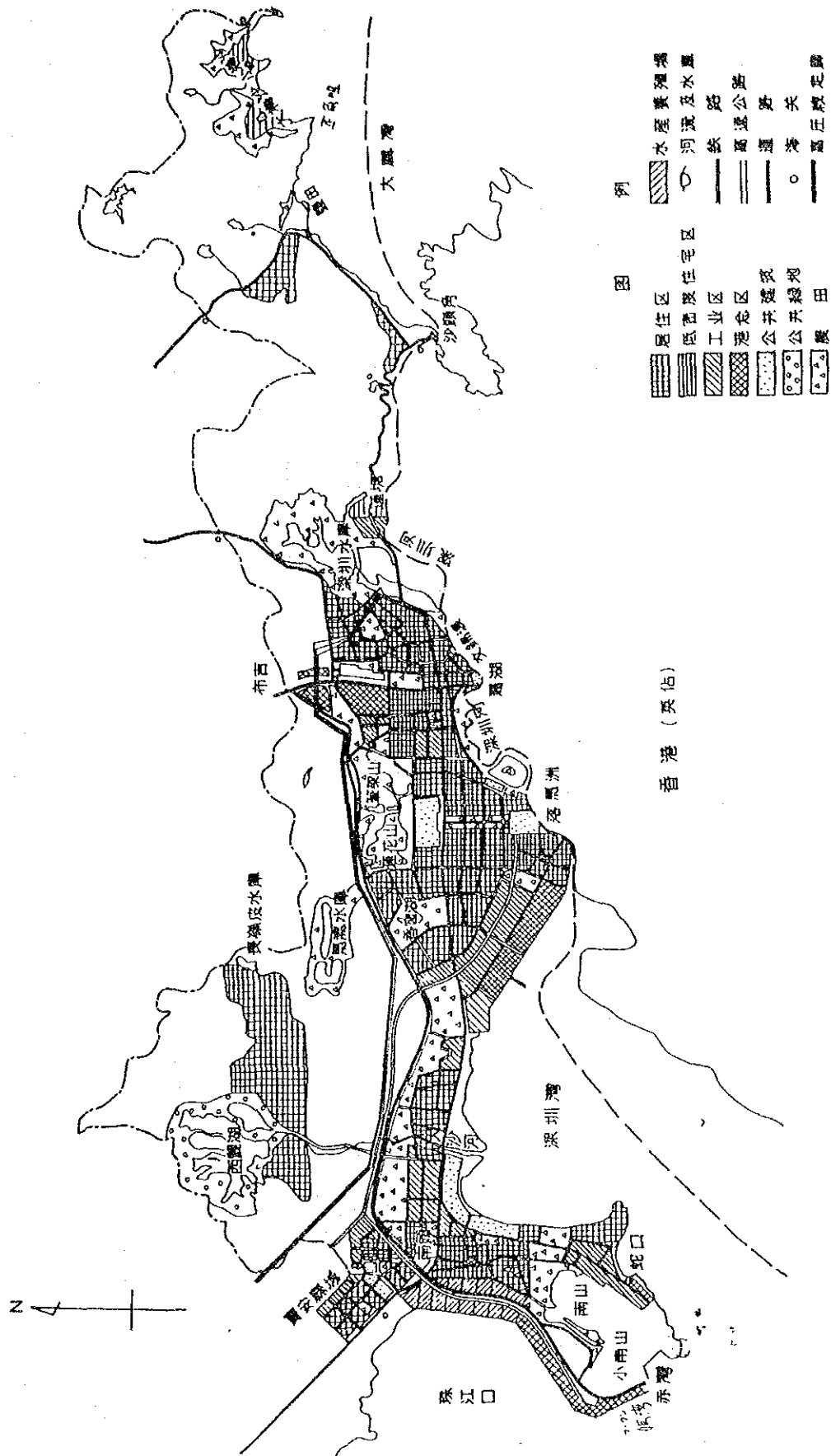
- 法人の所得税は，15%。ちなみに経済特区以外の中国国内における法人の所得税は，国営企業の場合55%，合併企業の場合33%である。
- 外国企業の持ち込む必要機械，資材生産設備，輸出用原材料，事務・生活必需品の輸入は免税とする。
- 企業が必要とする外貨は製品輸出によって自前で調達する。
- 製品の外国輸出は免税とする。
- 企業の保有する外貨については外貨建預金が認められ，利益の本国送金ができる。輸出代金の外貨については特別優遇レートで元にかえることができる。
- 労働者の自由雇傭，自由解雇，賃金の決定など労務管理面で幅広い自由裁量権が与えられる。

b) 深圳経済特区の概要

深圳経済特区は面積322km²で香港に接した所に位置し，香港の活力をうまく吸収することにより4つの特区のなかでも最大の発展を遂げている。5年前までは田畑であったところに忽然として大都会が出現したようだとされており，人口は4万人から1984年末には40万人に急増し，また中国一のノックビルである54Fの屋上に回転レストランのある国際貿易センターがまもなく完成する予定である。一方，港灣，道路，住宅等の建設も急ピッチで進んでおり，また外資の導入も急速に行われ外資利用の契約は1984年10月末までに3316件に達する等その驚異的な開発ピッチから「深圳スピード」という用語が生まれたほどである。

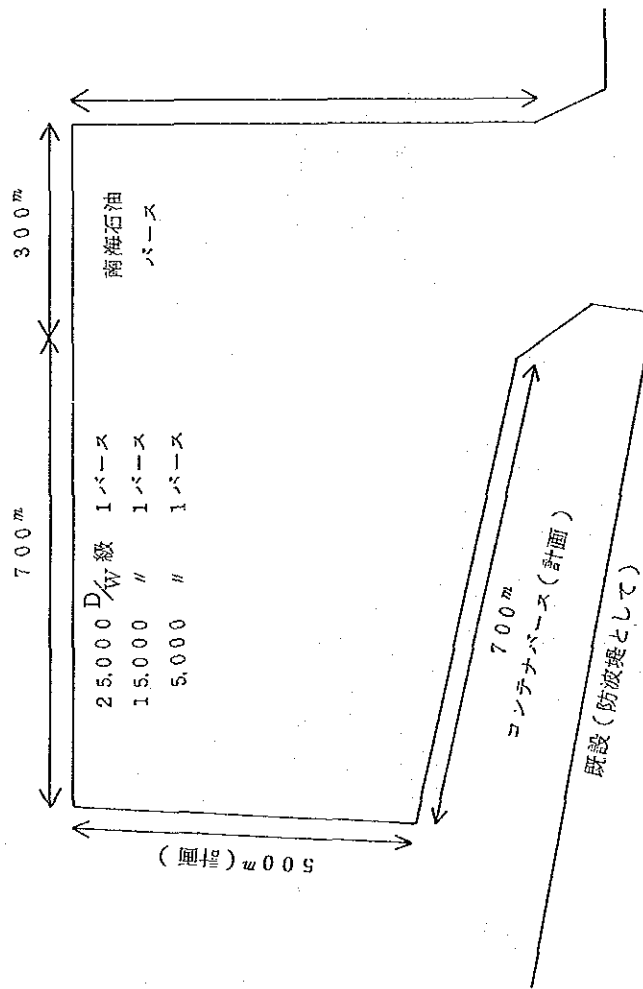
特区の開発は工業に重点が置かれ，電子工業，石油化学工業，軽工業，食品工業等が立地しているが，なかでも公害のない最新の技術や装備を有する工業が望まれている。このような工業開発と併せ，観光，商業，農漁業の開発を進め総合的な都市整備が行われている。

深圳经济特区总体规划示意图

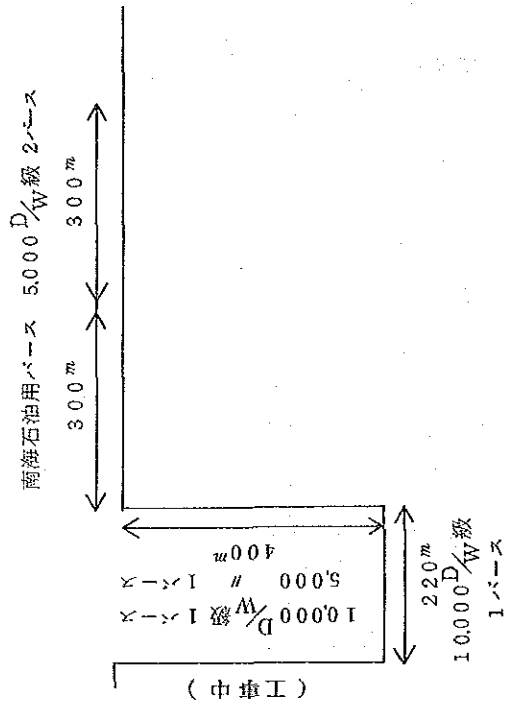


(注：前出6(1)より引用)

赤湾の港湾施設



蛇口工業区の港湾施設



3. 深圳経済特区西部地区の概要

深圳経済特区における工業開発、港湾整備は、これまで西部地区を中心に進められてきており、今後もさらに整備を行う計画を有している。

蛇口工業区においては1972年から工業開発が行われ現在ではかなりの工業が集積しており、これに対応した港湾の整備も進んでいる。また、その西側の赤湾においては南海石油開発の基地を中心として港湾整備が行われており、さらにその西隣りの媽湾においても港湾の整備が始まっている。

a) 蛇口工業区

本工業区は交通部招商局が整備を行っているものであり、面積は2.14 km²で港口区、別荘区、工場区、住宅区、公園区から成り、単に工業団地だけを整備するのではなく生産、生活、観光等を含む総合的な整備が行われている。

進出業種は、アルミニウム工場、コンテナ工場、鉄鋼工場、船舶工場（モーターボート）、建築工場、電気工場（三洋電気）、プラスチック、おもちゃ、食料品工場等である。

港湾施設としては、一般貨物用として1万トン級岸壁2バース、5千トン級岸壁3バースと2つのブイバースが供用されているほか、南海石油開発基地用として5千トン級岸壁2バースがあり、さらに岸壁の工事が進められている。取扱貨物量は、200万トン（年不明）であり、セメント、鋼材が大宗を占めるが、その他食料、雑貨、コンテナ等が取扱われている。

b) 赤 湾

赤湾は南海石油開発基地となることを主な目的として港湾の整備が進められてきた。現在は、300mの石油バース、2万5千トン級、1万5千トン級、5千トン級各1バースが供用されているが、さらに大規模な港湾の整備計画がある。

c) 媽 湾

赤湾の隣りの媽湾では、水深13mの岸壁を含む港湾を整備するための現在埋立が行われている。

4. 黄埔港の概要

黄埔港は広州市の東南約25kmに位置しており、珠江の三大支流が合流する地点にある河川港である。

港区は上流側は第一区と下流側の第二区の2つに分かれており、両者を合わせたバース数は17である。外海から第一区に至るまでの間に3つの航路（航路延長はそれぞれ4.5km、9km、4.5km）があり、第二区は常時1万5千トン級の船舶の入港が可能であり、第一区も満潮時には1万5千トン級の入港が可能である。なお、珠江の流速は平均0.9 m/sであり、航路の年間の維持浚渫量は3万m³である。第一区には、7つの1万トン級バース、1つの5千トン級バース

スがあり、第二区には、2万5千トン級の石油バース、コンテナバースなどがある。現在、第一区の前面の砂州（洪経沙）に3つの1万トン級バース、第二区の上流側（町基媒碼）に2つの1万トン級バースを建設中であり、前者は今年末までに完成予定、後者は来年完成予定である。

主要な取扱貨物は、雑貨、石炭、石油、鋳産品、食糧、鉄鋼、軽工業品である。このうち、特に取扱量が多いのは雑貨である。また、香港、大連、青島、厦門などの港との間には旅客船が就航している。昨年の取扱貨物量は1667万トン、このうちコンテナが18万トン(2万箱)であった。コンテナバースは、第二区で1つが稼動中、1つが建設中であり、今年3万箱の取扱が見込まれている。

現在1日平均の入港船舶数が50隻に達しており、今後さらに増加が予想されることから、黄埔港では港湾の拡張が計画されている。第一期として、来年から1995年までに3万5千トン級バースを10バース(2バースがコンテナバース)建設し、1995年の取扱貨物量を2750万トンにする予定である。これら10バースは、第二区よりかなり下流側の新沙港区に建設されることになっている。新沙港区は満潮時に3万5千トン級の船舶の入港が可能である。

資 料

1. 協議議事録（予備調査団）
2. 実施細則（事前調査団）
3. 日本側の提出資料
4. 中国側からの入手資料リスト
5. 面会者リスト

1. 協議議事録（予備調査団）

中華人民共和國

大鵬灣港灣整備計畫調查

予備調查團

協議議事錄

日本國 國際協力事業團

中華人民共和國 深圳市人民政府

協 議 議 事 録

中華人民共和国国家科学技術委員会の招請に応じて、大鵬湾港灣整備計画調査に係る日本国国際協力事業団派遣の予備調査団は、1985年9月2日から9月11日まで中華人民共和国を訪問し、大鵬湾及び深川経済特区内の主要な開発地点などの現地踏査を行うとともに、同調査の実施可能性及び調査内容について、深圳市人民政府交通辦公室、深圳東鵬實業有限公司及びその他の関係機関代表者と、一連の協議を友好的に行った。なお中華人民共和国交通部計画統計局が派遣した代表者も協議に参加した。

協議の主な結果は以下のとおりである。

1. (1) 調査対象地点は、大鵬湾の塩田港岬（海岸線6km、陸域7km²）とする。
- (2) 同地区のもつ地形などの自然条件を最大限に活用して作成する長期的な港湾開発構想を踏まえ、1990年を目標とする第一期計画について実施可能性調査（フェージビリティ・スタディ）を行う。
- (3) ① 港区内の土地利用計画（幹線道路、鉄道を含む）については、日・中双方で共同して作成する。

また、施設計画については、港湾計画に係る部分については日本側が主体となり、その他の都市施設に係る部分は、中国側が主体となって実施する。

- ② 港区外と連絡する鉄道、道路、電力、水道、通信施設については、需要予測を日本側が主体となって行い、ルート設定、施設計画は中国側が行う。

- (4) 大鵬湾内(沙尖角と大鵬半島先端を結ぶ線と陸域に囲まれる区域をいう)の海岸線及び水域の利用区分の基本方針を、日・中双方で共同して作成する。

2. (1) 中国側は、日本側に以下の資料を提出した。

① 深圳経済特区塩田港区現況図

(九径口から正角嘴までの6kmの海岸線前方20km²の水域の水深図及び背後7km²の50m等高線以下の地形図)

② 深圳塩田港区地理位置図

③ 深圳経済特区塩田港区マスター・プラン図

④ 広東省地図

(広東省地図出版社編集、通用圖書有限公司出版)

(2) 中国側は、日本側が提出した調査表に基づき、上記(1)以外の資料については、1985年9月末までに国際協力事業団北京事務所を經由して日本側に送付することに同意した。

3. 中国側は、1987年3月までに実施可能性調査を完了するよう希望し、日本側は、その旨日本政府に伝えることとする。
4. 日本側は、中国側から提供される上記2.の資料の内容を検討の上、1985年10月末を目途に実施細則を締結するための事前調査団を派遣するよう努力する。

1985年9月6日

日 本 国
国際協力事業団
予備調査団長

中華人民共和国
深圳市人民政府
交通辦公室代表

岡田 靖夫
岡田 靖夫

吴 显基
吴 显基

中 华 人 民 共 和 国

大 鹏 湾 港 湾 建 设 计 划 调 查 予 备 调 查 团
会 谈 纪 要

日 本 国 际 协 力 专 业 团

中 华 人 民 共 和 国 深 圳 市 人 民 政 府

会 谈 纪 要

应中华人民共和国国家科学技术委员会的邀请，日本国际协力事业团派遣的大鹏湾建设计划调查预备调查团于1985年9月2日到9月11日访问了中华人民共和国，对大鹏湾及深圳经济特区内的主要开发地点等做了现场考察，并就该调查的实施可行性和调查的内容，同深圳市人民政府交通办公室，深圳东鹏实业有限公司和其他有关单位的代表进行了一系列的友好会谈。中华人民共和国交通部计划统计局也派员参加了会谈。

会谈的主要结果如下：

1. (1) 调查对象地点为大鹏湾盐田港区（岸线6公里、陆域7平方公里）。
- (2) 以充分利用该地区的地形等自然条件，进行港湾开发的长远设想为基础，进行以1990年为目标的第一期计划的实施可行性调查(Feasibility Study)。
- (3) 1、中日双方共同制订港区内的土地利用规划（包括道路、铁路干线）。

港湾设施的规划由日方为主，其他城市设施的规划由中方为主。

2、港区外的铁路、公路、供电、供水、通讯等设施的需求予测以日方为主，其线路的设计和设

港的规划由中方负责。

(4) 大鹏湾内(指沙头角和大鹏半岛尖端的连线与陆域包围的区域)的海岸线及水域的利用划分的基本方案由中日双方共同制订。

2、(1) 中方向日方提供了如下资料。

1、深圳经济特区盐田港区现状图(包括九经口至正角嘴的6公里海岸线,前方20平方公里水域的水深图和腹地7平方公里50米等高线以下的地形图)。

2、深圳盐田港区地理位置图。

3、深圳经济特区盐田港区总体规划图。

4、广东省地图出版社编集、通用图书有限公司出版的广东省地图。

(2) 中方同意将日方提出的调查表中上述(1)以外的所需资料,于1985年9月底通过国际协力事业团北京办事处转给日方。

3、中方希望于1987年3月底完成可行性调查。日方将向日本政府转达这一希望。

4、日方在研究了上述第2条中方递交的有关资料的内容后,争取于10月末派出事前调查团签订实施细则。

中华人民共和国
深圳市人民政府
交通办公室代表

吴显基

日本国
国际协力事业团
予备调查团团长

网田靖夫

一九八五年九月六日

2. 実施細則（事前調査団）

中華人民共和國

大鵬灣港灣整備計画調査

実施細則

日本国国際協力事業団

中華人民共和國深圳市人民政府

この実施細則は下記の二機関により合意されるものである。

日本国国際協力事業団

中華人民共和国深圳市人民政府

この実施細則は下記の二者の署名により確認されるものとする。

1985年10月24日

日 本 国
国際協力事業団
事前調査団長

中華人民共和国
深圳市人民政府
交通弁公室代表

江口肇

吴显基

日本国政府は中華人民共和国政府の提案に基づき、大鵬湾港湾整備計画調査の実施に関し、中華人民共和国政府と1985年10月24日に口上書を交換した。日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は、日本国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

深圳市人民政府は中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整を図る。

1985年10月24日日本国政府が中華人民共和国政府へ発した口上書⁵、及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、日本国国際協力事業団と中華人民共和国深圳市人民政府は協力の内容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるに当たって両国政府がとるべき措置等の詳細について本実施細則を定めた。

1. 協力の内容及び範囲

- (1) 日本側は大鵬湾塩田港区（海岸線6km、陸域7km²）における港湾整備計画について、自然条件を最大限に活用して作成する長期的な港湾開発構想を踏まえ、1990年を目標とする建設の実施可能性調査を実施する。
- (2) 日本側は本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し、調査業務を通じ技術移転を行う。

2. 調査の内容

調査は、中華人民共和国における現地調査及び日本国における国内調査より構成される。

現地調査は日中共同で実施することとし、国内調査に係る事項については現地調査時に、中国側が提出する基本的事項に関する調査報告に基づき、日中双方で協議を行い、検討することとする。

2 - 1 現地調査

(1) 資料収集、整理

① 自然条件

- ・ 気象・海象
- ・ 地質・土質
- ・ 地 形
- ・ その他の自然条件

② 周辺の港湾の現況と構想

- ・ 取扱貨物量
- ・ 入港船舶数
- ・ 港湾施設及びその利用状況
- ・ 隣接地域の土地利用等
- ・ 関連する交通施設
- ・ 主要貨物の仕出地及び仕入地
- ・ 荷役費用、背後輸送費用
- ・ 管理・運営の体制及び財務状況
- ・ その他

③ 外部条件の現況と計画または構想

- ・ 全国及び背後地域の経済指標
- ・ 周辺地域の土地利用と社会基盤施設の状況
- ・ 本調査に関連する開発構想
- ・ その他

④ 其他

- ・ 建設資機材の状況
- ・ 積算資料
- ・ 其他

(2) 大鵬湾及び関連地域の現地踏査

(3) 塩田港区の長期的な港湾開発構想の概要の作成

2-2 国内調査

(1) 自然条件の解析

(2) 大鵬湾内の海岸線及び水域の利用区分の基本方針の作成

(3) 塩田港区の長期的な港湾開発構想の作成

① 港湾開発の基本方針

② 港湾施設の配置計画

③ 港区内の土地利用計画

(4) 1990年を目標とする港湾整備の第一期計画の実施可能性調査

① 港湾貨物需要量の予測

② 港湾整備計画の作成

③ 港区外と連絡する関連施設の需要量の予測

④ 港湾施設の基本設計

⑤ 事業実施計画の作成

⑥ 港湾施設整備事業費の積算

⑦ 管理・運営計画の作成

⑧ 経済分析

⑨ 財務分析

⑩ 計画の評価

3. 調査期間及び工程

調査期間及び工程は、別表のとおり現地調査開始から概ね14箇月間とする。

4. 報告書

国際協力事業団は下記の報告書を日本語で作成し、深圳市人民政府に提出する。

(1) 着手報告書（30部）

調査実施計画と実施工程を内容とするもので、調査の開始時点に提出する。

(2) 進捗報告書Ⅰ（30部）

現地調査の進捗状況を内容とするもので、現地調査開始後2箇月以内に提出する。

(3) 進捗報告書Ⅱ（30部）

現地調査の進捗状況を内容とするもので、現地調査開始後6箇月以内に提出する。

(4) 中間報告書（30部）

調査の中間成果を内容とするもので、現地調査開始後8箇月以内に提出する。

(5) 最終報告書（案）（50部）

現地調査開始後11箇月以内に提出する。深圳市人民政府は本報告書受理後2箇月以内に本報告書に関する意見を国際協力事業団に提出する。

(6) 最終報告書（50部）

最終報告書（案）に関する意見を受けた後2箇月以内に提出する。

5. 中国側がとるべき措置

調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

(1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供及びそれに係る全ての経費負担

(2) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の無償提供及び宿舍の斡旋（但し調査サイトにおいて通常の方法で借上げが困難な場合は宿舍の無償提供）

(3) 現地調査のために必要な通訳の無償提供

- (4) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車両及び船舶等の手配（但し通常の方法で借上げが困難な車両及び船舶等については運転手等を含め無償提供）
- (5) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれに係る経費負担
- (6) 現地調査に必要な諸許可の手続きの実施
- (7) 調査のために必要な資料及び情報の提供並びに関係諸機関に対する協力要請
- (8) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
- (9) 現地調査期間中、調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
- (10) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- (11) 日本から持込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (12) 日本から持込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
- (13) 其の他軽微な資機材等一部経費の負担

6. 日本側がとるべき措置

日本側は調査に当たって以下の措置をとる。

- (1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の旅費・宿泊費及び医療費の経費負担（上記 5. (2), (4) の中国側が負担する場合を除く。）
- (2) 日本から持込む資機材の日本から中国の港までの往復輸送費の負担
- (3) 上記 4. の報告書の作成

7. 本実施細則に定めのない事項については本調査期間中両者協議して定めるものとする

別表

調査期間及び工程（暫定案）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
現地調査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
圃内調査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
報告書	△	◇	◇	◇	◇	◆	□	○	○	○	○	○	○	◎

記：△…着手報告書 I
 ◇…進進報告書 II
 ◆…進進報告書
 □…中間報告書
 ○…最終報告書
 ◎…最終報告書（案）

中 华 人 民 共 和 国

大 鹏 湾 港 湾 建 设 计 划 调 查

实 施 细 则

中 华 人 民 共 和 国 深 圳 市 人 民 政 府

日 本 国 国 际 协 力 事 业 团

此实施细则已经日本国际协力事业团和中华人民共和国深圳市人民政府双方达成一致意见，并由下述二人签名确认。

日 本 国
国际协力事业团
事前调查团长

中华人民共和国
深圳市人民政府
交通办公室代表

江口肇

吴显基

一九八五年十月二十四日

* 1 *

根据中华人民共和国政府的建议，日本国政府就实施大鹏湾港湾建设计划调查之事项；于1985年10月24日与中华人民共和国政府交换了照会。国际协力事业团为日本国政府进行技术合作的执行机构，将按照日本国现行法律和规章进行该项调查。

深圳市人民政府为中华人民共和国政府进行本项调查的执行机构，将按照中华人民共和国的现行法律和规章，负责中华人民共和国有关部门之间的协调工作。

根据一九八五年十月二十四日日本国政府致中华人民共和国政府的照会中第五条的建议并经中华人民共和国政府复照确认，中华人民共和国深圳市人民政府和日本国国际协力事业团，就本项合作的内容、范围、调查日程以及两国政府为推进本项合作应采取的具体措施等问题，制定了本实施细则。

1、合作内容和范围

1—1 在大鹏湾盐田港区（海岸线6公里，陆上区域7平方公里）的港湾建设方面，日方将充分利用该地的自然条件并以该港区的长远规划为基础，以1990年为建设目标，进行可行性调查。

1—2 在进行本项目的调查过程中，日本方面将通过现场调查向中国方面参加调查的专业人员进行技术转让。

2、调查内容

本调查包括在中国的现场调查和在日本的国内调查。

现场调查由中日双方共同进行。关于日本国内的调查事项，在

* 2 *

现场调查时，根据中方提出的有关基本事项的调查报告，由中日双方共同进行协商讨论。

2—1 现场调查

2—1·1 资料的收集和整理

△ 自然条件：

气象

海象

地质、土质

地形

其他自然条件

△ 周围港湾的现状和设想

货物吞吐量

进港船舶数量

港口设施及其利用情况

邻近地区的土地利用等

与港口连接的交通设施

主要货物的集散地

装卸费用、运往腹地的运输费用

经营管理体制及财务状况

其它

△ 外部条件的现状和计划或设想

* 3 *

全国和地区的经济指标

港口周围地区的土地利用和社会基础设施

与本计划有关的开发设想

其他

△ 其他

建设设备、材料

概算资料

其他

2—1·2 对大鹏湾港区和周围地区进行调查

2—1·3 制定盐田港区的长期性港湾开发设想的要点

2—2 国内调查

2—2·1 分析自然条件

2—2·2 制定大鹏湾内的海岸线及水域的利用划分的基本

方针

2—2·3 制定盐田港区的长期性的港湾开发设想

(1) 港湾开发的基本方针

(2) 港湾设施的配置计划

(3) 港区内的土地利用计划

2—2·4 以1990年为目标的第一期港湾建设计划的实

施可行性调查

(1) 预测港湾货物需要量

• 4 •

- (2) 编制港湾建设计划
- (3) 预测该港区与外部联系的有关设施的需要量
- (4) 港湾设施的初步设计
- (5) 制定工程实施计划
- (6) 港湾建设工程费用之预算
- (7) 制定经营管理计划
- (8) 经济分析
- (9) 财务分析
- (10) 计划的评价

3、调查时间和程序

调查时间和程序见附表。从现场调查开始，整个计划大约需要14个月。

4、调查报告书

国际协力事业团向深圳市人民政府提出下述报告书。报告书用日文写就。

4—1 开始报告书(30份)

在调查开始之时，提出以调查实施计划和实施进度为内容的报告书。

4—2 进展报告书Ⅰ(30份)

报告现场调查的进展情况。在现场调查开始后两个月内提出。

4—3 进展报告书Ⅱ(30份)

* 5 *

报告现场调查的进展情况，在现场调查开始后六个月内提出。

4—4 中间报告书(30份)

以调查的中间成果为内容，在现场调查开始后八个月内提出。

4—5 最终报告书(草案)(50份)

在现场调查开始后十一个月以内提出。

深圳市人民政府收到本报告书(草案)后，于两个月以内向国际协力事业团提出对本报告书(草案)的意见。

4—5 最终报告书(50份)

在接到深圳市人民政府对最终报告书(草案)的意见后两个月以内提出最终报告书。

5、中国方面应当采取的措施

为使现场调查顺利进行，中方将根据中华人民共和国现行法律和规章，采取以下措施：

5—1 配备中方专业人员、行政人员和作业工人，负担上述人员与调查工作有关的全部经费。

5—2 在进行现场调查时，无偿提供必要的工作场所以及桌、椅等物品，安排调查团成员的宿舍(如在调查现场，难以用通常租赁方法解决宿舍时，则由中方无偿提供宿舍)。

5—3 无偿地配备进行现场调查所需的翻译人员。

5—4 为进行现场调查联系必要的飞机、火车、车辆及船舶等交通工具(如用通常租赁方法难以租得车辆和船舶时，则由中方

* 3 *

无偿提供该种交通工具和驾驶员)。

5—5 为进行现场调查,提供中国国内电话设备并负担其相应的经费。

5—6 办理进行现场调查所需的各种批准手续。

5—7 提供调查所需的信息和资料以及请各有关部门协助。

5—8 允许日方人员将调查所需的资料送回日本。

5—9 负责为现场调查期间生病或受伤的调查团员安排医院进行治疗。

5—10 保障调查团成员在现场调查期间的安全。

5—11 负担从日本带进中国的资料和器材在中国国内的运费。

5—12 办理从日本带进中国的资料和器材的运入境和再运出境手续。

5—13 负担其他轻微的资料和器材等部份经费。

6、日本方面应当采取的措施

日本方面在本调查中,采取以下措施:

6—1 负担日方调查团成员的技术费、国际旅费、现场调查期间的食宿费、中国国内旅费及医疗费等各项经费(上5—2和5—4的条款中规定由中方负担的部份除外)。

6—2 负担从日本带进中国的资料和器材从日本至中国港口之间的往返运费。

* ? *

6—3 提交上述第4条规定的调查报告书。

7、本实施细则中未规定的事项，由双方在进行调查期间另行商定。

* 8 *

附表

調查時間及程序(預定)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
現場調查	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
園內調查	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
報告書	△	◇	◇	◇	◇	◆	◇	□	○	○	○	○	○	◎

記：△... 開始報告書 I
 ◇... 進展報告書
 ◆... 進展報告書 II

□... 中間報告書
 ○... 最終報告書
 ◎... 最終報告書 (草案)

3. 日本側の提出資料

大鵬灣港灣整備計画調査
質問書

国際協力事業団

質問事項

1. プロジェクトの目的

- (1) プロジェクトの必要性及び目的を聞かせて下さい。
- (2) 5箇年計画等国の計画、地方の開発計画にどのように位置づけられていますか。
- (3) 隣接港湾との機能分担について、どのように考えていますか。

2. プロジェクトの概要

- (1) プロジェクトの提唱者、及び現在の担当部局は何処ですか。
- (2) 工業立地について、どの様に考えていますか。
(業種、生産規模、用地面積、原・材料の搬入先、製品の搬出先等)
- (3) 取扱う貨物をどのように想定していますか。
(貨物の種類、量、背後圏、外買か内買か、等)
- (4) 施設の規模をどの様に考えていますか。
(係留施設の水深、バース数、用地面積、陸上交通施設等)
- (5) 建設地点について、どの様に考えていますか。
(場所、選定理由)
- (6) 開発スケジュールについて、どの様に考えていますか。
(着工年次、完成年次、段階計画等)

3. プロジェクト推進のための条件の整備状況

- (1) プロジェクトの建設、管理・運営の主体は誰ですか。
(港湾、工業開発、都市開発、其の他の基盤施設)
- (2) 大鵬湾の諸条件について聞かせて下さい。
 - ①地形及び水深
 - ②風、波、潮位、潮流、土質、漂砂
 - ③土地利用及び水域利用の現状
- (3) 港湾開発と併せて必要な背後の陸上交通施設の整備計画について聞かせて下さい。
(鉄道、道路)
- (4) 過去に実施された調査及び今後実施される予定の調査について聞かせて下さい。
(自然条件調査等)
- (5) 関係者の関心は如何ですか。
(海外及び国内の投資意欲等)
- (6) 資金調達に対する考え方は如何ですか。

大鵬灣港灣整備計画調査に関する

調査表

1985年 9月

大鵬灣港灣整備計画調査事前調査団

日本国 国際協力事業団

必要資料一覧表

人手希望時期；◎ 本調査団の訪中期間内に人手希望
 S/W ミッション派遣時に人手希望
 資料の有無；○ 現在、中国に資料がある
 現在、中国に資料がない

項目	資料	料	人手希望時期	資料の有無	資料がない場合今後の調査予定	現在有る資料の概要	備考
1. 自然条件							
(1) 地形	①大鷹湾地区地形図		◎			縮尺；	
	②大鷹湾周辺地形図		◎			縮尺；	
(2) 水深	①大鷹湾深淺図		◎			縮尺；	
	②大鷹湾航路・泊地図		○			縮尺；	
	③大鷹湾内港湾施設図		○			縮尺；	
(3) 風	①風向・風速観測位置図		◎			測定期間；	
	②風向・風速別出現頻度表		○				

項目	資料	入手希望時期	資料の有無	資料がない場合 今後の調査予定	現在有る資料の概要	備考
	③その他の資料	○			整理項目；	
(4) 波浪	①波向・波高観測位置図	◎			観測期間； 観測方法；	
	②波向・波高別出現頻度表	○				
	③その他整理資料	○			整理項目；	
(5) 潮位	①潮位観測位置図	◎				
	②各種潮位一覧表	◎			潮位種別；	
(6) 潮流	①流況図	◎			観測方法；	
	②流速整理資料	○			観測時期；	

項目	資料	科	人手希望時期	資料の有無	資料がない場合今後の調査予定	現在有る資料の概要	備考
(7) 土質	①大鷹湾地区地質図		◎				
	②大鷹湾周辺地質図		○				
	③土質調査位置図		◎				
	④土質柱状図		○				
	⑤土質試験結果整理表		○			整理項目；	
(8) 底質	①底質図		◎				
	②底質						
(9) 漂砂	①湾内（箱路）埋没量観測資料		○				
	②漂砂観測資料		○				

項目	資料	資料	科	人手希望時期	資料の有無	資料がない場合今後の調査予定	現在有る資料の概要	備考
2. 港湾の現状と構想								
(1) 現状	①大鷹湾土地・水域利用図			◎				
	②深州市の施設配置図			◎				
	③深州市の土地利用図			◎				
	④深州市周辺（広州含）交通施設現況図			◎				
(2) 構想	①大鷹湾深海港構想図			◎				
	②その他大鷹湾深海港構想資料（取扱貨物量、企業立地等）			◎			主要項目；	
	③深州市の港湾将来構想（構想図、貨物量）			◎			主要項目；	

項目	資料	科目	人手希望時期	資料の有無	資料がない場合今後の調査予定	現在有る資料の概要	備考
3. その他							
	① 広東省の交通施設現況図 (港湾配置図含)		◎			主要項目;	
	② 広東省の交通施設整備計画図		◎			港湾名;	
	③ 深圳市組織図		◎				
	④ 航運総公司組織図		◎				
	⑤ 深圳市港灣港轄図		◎				

中華人民共和國

港灣整備計画調査

実施細則

(一般的な例)

日本国国際協力事業団

中華人民共和國交通部

この実施細則は下記の二機関により合意されるものである。

日本国国際協力事業団

中華人民共和国交通部

この実施細則は下記の二者の署名により確認されるものとする。

1985年 月 日

日 本 国
国際協力事業団
事前調査団長

中華人民共和国
交 通 部

日本国政府は中華人民共和国政府の提案に基づき、港湾整備計画調査
の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。日本国政府による技術協力の実
施機関である国際協力事業団は、日本国において施行されている法律及び規則に従い本調
査を実施する。

交通部は中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国におい
て施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整をはかる。

1985年 月 日日本国政府が中華人民共和国政府へ発した口上書 5. 及び中華人民共和
国政府の口上書による回答に基づき、国際協力事業団と中華人民共和国交通部は協力の内
容、範囲及び調査日程並びに協力を進めるに当って両国政府がとるべき措置等の詳細につ
いて本実施細則を定めた。

1. 協力の内容及び範囲

(1) 日本側は

における港湾整備計画作成についてのフェージビリティ調査を実施する。

(2) 日本側は本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し、調査業務を通じ技
術移転を行う。

2. 調査の内容 調査は中華人民共和国における現地調査と日本国における国内調査より
構成される。

2-1 現地調査

(1) 資料収集、整理

① 自然条件

- ・気 象
- ・海 象
- ・地質・土質
- ・地 形
- ・その他の自然条件

② 周辺の港湾の現況と構想

- 取扱貨物量
- 入港船舶数
- 港湾施設及びその利用状況
- 隣接地域の土地利用等
- 水域の利用状況
- 関連する交通施設
- 主要貨物の仕出地及び仕入地
- 管理・運営の体制及び財務状況
- その他

③ 外部条件の現況と計画または構想

- 全国及び背後地域の経済指標
- 周辺地域の土地利用と社会基盤施設の状況
- 本調査に関連する開発構想
- その他

④ その他

- 建設資・機材の状況
- 積算資料
- その他

(2) 調査対象地域及び周辺地域の現地踏査

2-2 国内調査

- ① 港湾貨物需要量の予測
- ② 港湾整備計画の作成
- ③ 港湾施設の基本設計
- ④ 事業実施計画の作成
- ⑤ 事業費の積算
- ⑦ 経済分析
- ⑧ 財務分析
- ⑨ 計画の評価

3. 調査期間及び工程調査期間及び工程は別表-Iのとおり概ね 箇月間とする。
(別表略)

4. 報告書国際協力事業団は下記の報告書を日本語で作成し、交通部に提出する。

(1) 着手報告書 (30 部)

調査実施計画と実施工程を内容とするもので、調査の開始時点に提出する。

(2) 進捗報告書 (30 部)

現地調査の進捗状況を内容とするもので、現地調査開始後 箇月以内に提出する。

(3) 中間報告書 (30 部)

調査の中間成果を内容とするもので、現地調査開始後 箇月以内に提出する。

(5) 最終報告書(案) (50 部)

現地調査開始後 箇月以内に提出する。交通部は本報告書受理後 1 箇月以内に本報告書に関する意見を国際協力事業団に提出する。

(6) 最終報告書 (50 部)

最終報告書(案)に関する意見を受けた後 2 箇月以内に提出する。

5. 中国側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

- (1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供及びそれに係る全ての経費負担
- (2) 現地調査を実施するにあたって、別表-II「現地調査に関する業務分担」の中国が分担する業務の実施およびそれに係る経費負担
- (3) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の無償提供及び宿舍の斡旋
(但し調査サイトにおいて通常の方法で借上げが困難な場合は宿舍の無償提供)
- (4) 現地調査のために必要な通訳の無償提供
- (5) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車両及び船舶等の手配
(但し通常の方法で借上げが困難な車両及び船舶等については運転手等を含め無償提供)
- (6) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれに係る経費負担
- (7) 現地調査に必要な諸許可の手続きの実施
- (8) 調査のために必要な資料及び情報の提供
- (9) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
- (10) 現地調査期間中、調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
- (11) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- (12) 日本から持込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (13) 日本から持込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
- (14) その他軽微な資機材等一部経費の負担

6. 日本側がとるべき措置

日本側は調査に当たって以下の措置をとる。

- (1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の旅費・宿泊費及び医療費の経費負担（上記 5. (3), (5) の中国側が負担する場合を除く。）
- (2) 日本から持込む資機材の日本から中国の港までの往復輸送費の負担
- (3) 上記 4. の報告書の作成

7. 本実施細則に定めのない事項については本調査期間中両者協議して定めるものとする。

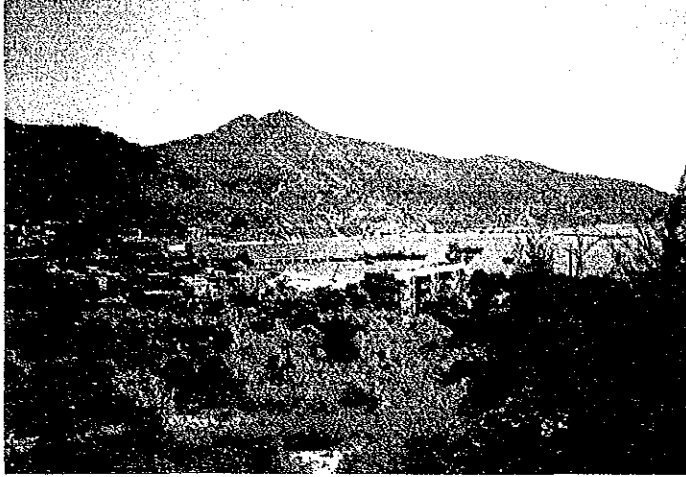
4. 中国側からの入手資料リスト

1. 深圳經濟特區鹽田港口現狀圖
2. 深圳鹽田港口地理位置圖
3. 深圳經濟特區鹽田港区マスタープラン圖
4. 廣東省地圖
5. 深圳市都市圖
6. 招商局蛇口工業區投資指南
7. 深圳衛星影像圖
8. 深圳市城市規畫圖
9. 深圳市及鄰近地區海岸略圖
10. 深圳市海岸類型圖
11. 深圳市地質岩石分布圖
12. 深圳市植被覆蓋程度圖
13. 鹽田港区鑽孔位置圖
14. 深圳市組織概要
15. 沙頭角區實業發展公司，深圳經濟特區發展公司，深圳市航運總公司及其三家聯合成立的
深圳東鵬實業有限公司的組織圖
16. 深圳市區圖

5. 面会者リスト

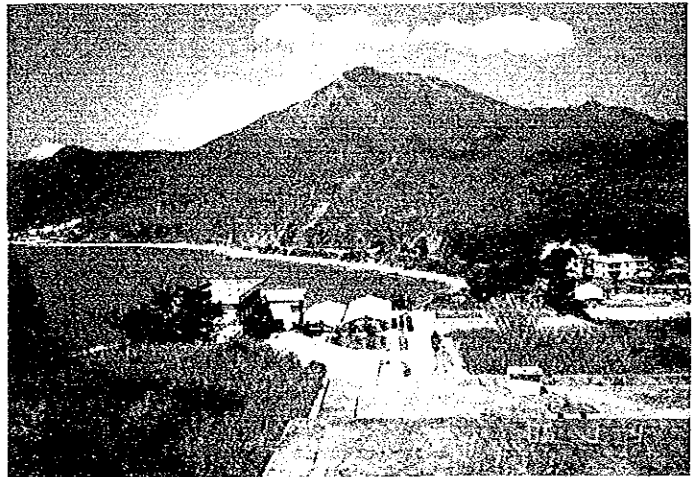
(在外公館)	在香港總領事館	首席領事	佐々木 高 久
		領事	大津 和 夫
			濱本 博 樹
	在北京大使館	公使	股野 景 親
		一等書記官	神余 隆 博
		〃	小林 堅 吾
	在廣州總領事館	二等書記官	岡崎 新太郎
		總領事	大倉 喜代司
		領事	平川 智 雄
		副領事	中原 邦 之
		榮 福 研 一	

(中国側)	共和国科学技術委員会 國際科技合作局処長	劉 永 翔
	官員	封 兆 良
	共和国交通部 計画統計局長	盧 希 齡
	長期計画処副処長	林 平 重
	基本建設計画処副処長	蔣 以 蔭
	工 程 師	金 鵬
	深圳特區招商局蛇口工業區規画工程室主任	孫 紹 先
	副主任	王 金 貴
	黃埔港務管理局 副局長	吳 少 東
	經營管理部副經理	庄 園 山
	中国港灣工程公司設計公司港口室主任	李 德 山
	深圳市人民政府 副市長	李 廣 鎮
	副秘書長	李 新 亨
	交通弁公室副主任	吳 顯 基
	總設計師	葉 榮 生
	工程師	王 光 照
	航運總公司 總經理	尤 震
	副總經理	李 世 榮
	深圳市經濟特區發展公司 引進洽談部官員	呂 虹
	〃	戴 肖 君
	深圳東鵬實業有限公司 副總經理	蘇 寧
	〃	王 維 柏
	港口部工程師	李 國 宝



大鵬湾塩田地区計画地点東側

大鵬湾塩田地区計画地点西側

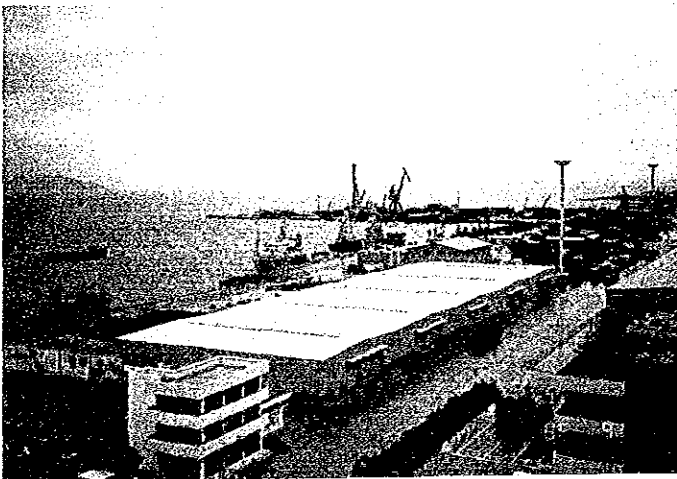
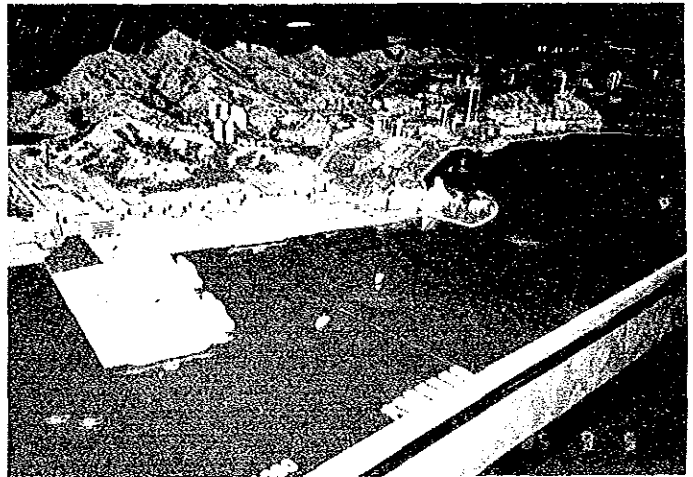


大鵬湾塩田地区背後の平地



蛇口工業区（模型）

蛇口工業区（模型）

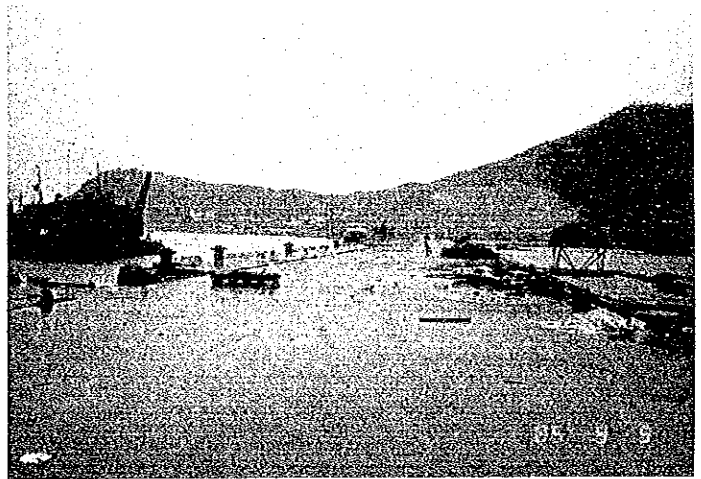


蛇口工業区

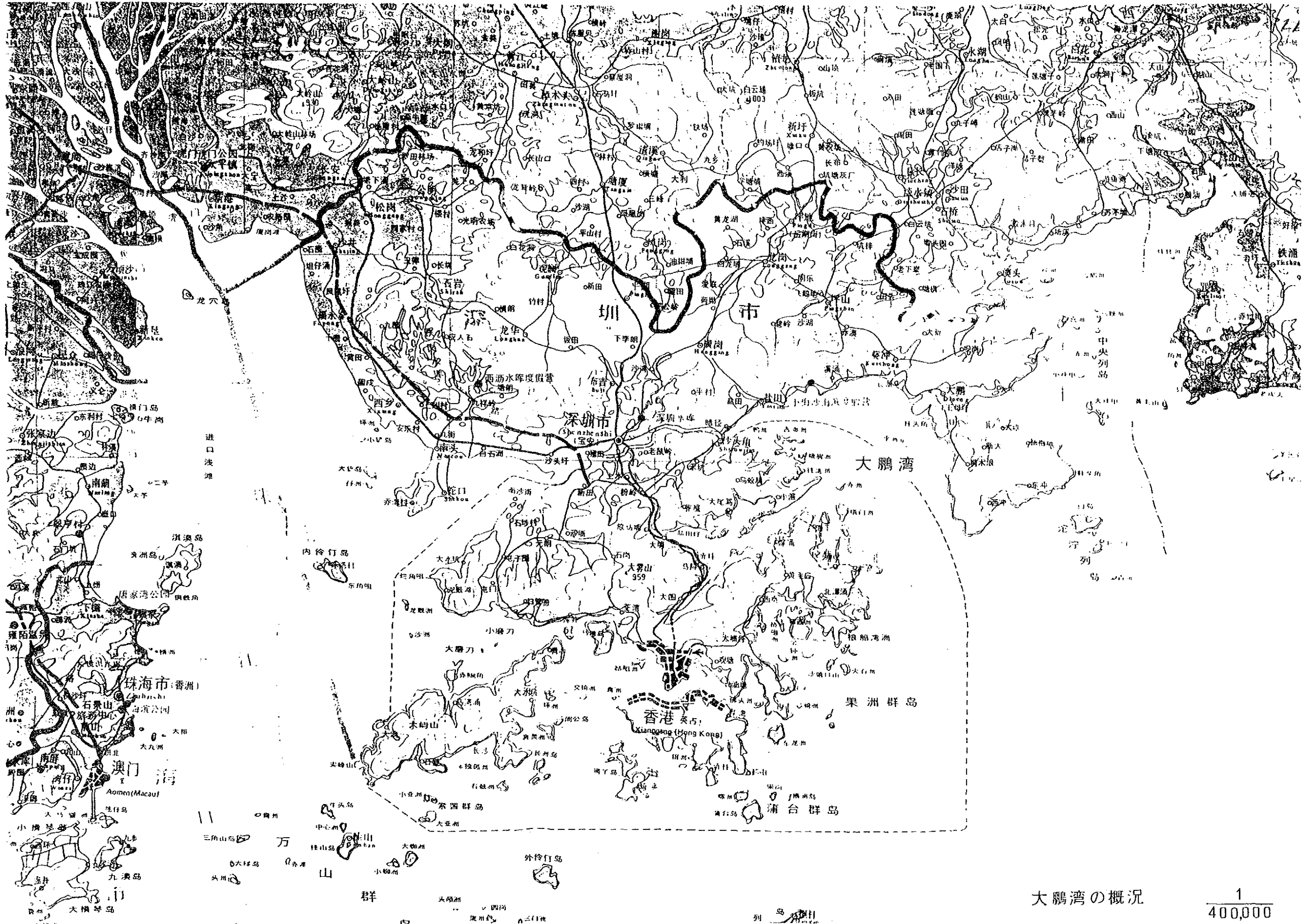


赤 湾 (模型)

赤 湾

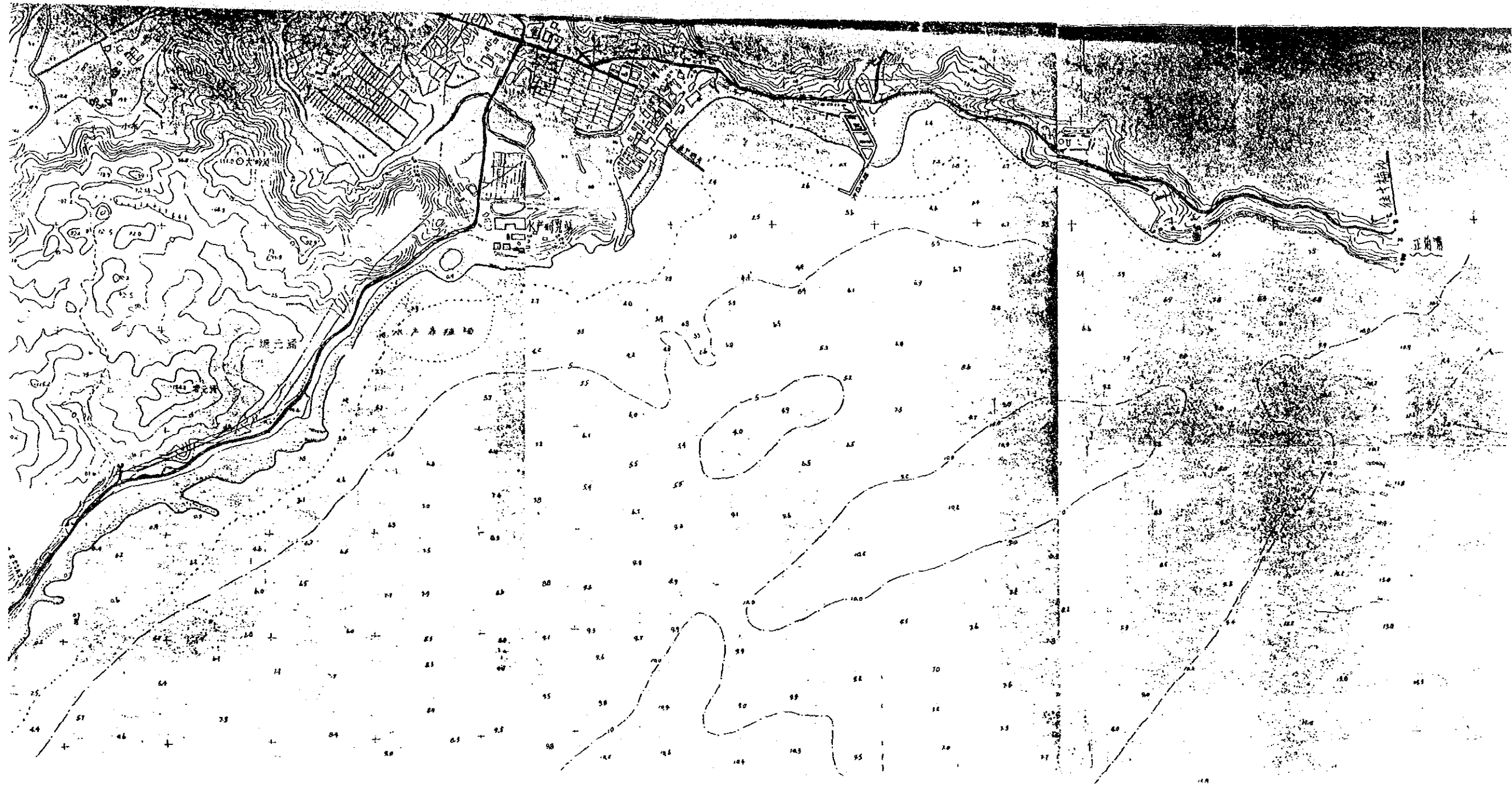


協議議事録の署名



大鵬灣の概況

1 / 400,000



塩田地区地形図

$\frac{1}{10,000}$

JICA